

仁愛大学大学院履修規程

(目的)

第1条 仁愛大学大学院(以下「本大学院」という。)における授業科目の履修方法等については、仁愛大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(指導教員・研究指導)

第2条 研究科に、学生の研究指導を担当する指導教員をおく。指導教員は、大学院の授業を担当する教員(教授、准教授及び専任講師)がこれにあたる。

2 研究指導は、学生1人ごとにその内容が定められるものとする。また、指導教員が、学生の研究指導上特に必要と認めた場合は、大学院の授業を担当する教員(教授、准教授及び専任講師)1人を副指導教員としておくことができるものとする。

3 指導教員は、「臨床心理研究演習」担当教員がこれにあたる。

(履修の届出)

第3条 学生は、各学期の初めに、指導教員の指導の下に履修する授業科目を決定し、指定の期間内に所定の様式により教務課に届けなければならない。

2 学部の授業科目を履修しようとする者には、指導教員及び当該授業科目の担当教員の承諾を得たうえで履修を許可することがある。なお、これにより修得した単位は、修了の要件となる単位には算入しない。

(単位の計算方法)

第4条 各授業時間の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業と30時間の自習時間をもって1単位とする。

二 演習については、15時間の授業と30時間の自習時間をもって1単位とする。

ただし、次の科目については、30時間の授業と15時間の自習時間をもって1単位とする。

「心理臨床演習Ⅰ、心理臨床演習Ⅱ」

三 実験及び実習については、30時間の授業と15時間の自習時間をもって1単位とする。ただし、次の科目については、45時間の授業をもって1単位とする。

「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習」

(成績の評価方法)

第5条 成績の評価は、試験、論文及び研究報告等により行う。

(成績評価の基準)

第6条 大学院学則第32条に定める成績評価の基準は次のとおりとし、C以上を合格とし、D以下を不合格とする。

(1) A 80点以上

(2) B 70点以上80点未満

(3) C 60点以上70点未満

(4) D 50点以上60点未満

(5) E 50点未満

(スーパービジョンプログラム)

第7条 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の資格認定審査に関する証明書の発行を受けようとする者は、本学が別に定めるスーパービジョンプログラムを履修しなければならない。

(諸規程の準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験等については、学部学生に関する規程を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。